

令和8年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録

令和8年2月9日開会

多摩ニュータウン環境組合議会

令和8年第1回定例会

多摩ニュータウン環境組合議会会議録目次

○2月9日（月）

出席議員	1
欠席議員	1
管理者等の出席	1
事務局職員の出席	1
議事日程	1
開会・開議	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
議長報告	3
管理者報告	3
第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した ことについて	4
第2号議案 令和7年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）	5
第3号議案 令和8年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算	6
第4号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	9
第5号議案 多摩ニュータウン環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	10
第6号議案 多摩ニュータウン環境組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	10
第7号議案 多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	11
閉議・閉会	12

令和8年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会会議録

令和8年2月9日 開会

出席議員（9名）

1番 渡 口 禎 君	2番 安 藤 修 三 君
3番 星 野 直 美 君	4番 松 葉 ひろみ 君
5番 新井 よしなお 君	6番 若 林 章 喜 君
7番 大くま 真 一 君	8番 岸 田 めぐみ 君
9番 あらたに 隆見 君	

欠席議員（なし）

管理者等の出席

管 理 者	阿 部 裕 行 君
副 管 理 者	初 宿 和 夫 君
副 管 理 者	石 阪 丈 一 君
代 表 監 査 委 員	寫 田 良 樹 君
会 計 管 理 者	横 堀 達 之 君
八王子市環境部資源循環担当部長	岡 田 栄 一 君
町田市環境資源部長	岩 岡 哲 男 君
多摩市環境部長	横 堀 達 之 君

事務局職員の出席

事 務 局 長	伊 野 元 康 君
施 設 課 長	平 松 郁 人 君
総 務 課 長	平 野 雄 大 君
計画担当課長（兼）出納課長	岡 部 正 訓 君

速 記 士 木暮サトミ（会議録研究所）

議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議長報告
- 第4 管理者報告
- 第5 第1号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決

処分したことについて

- 第6 第2号議案 令和7年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 第3号議案 令和8年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算
- 第8 第4号議案 多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第9 第5号議案 多摩ニュータウン環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第10 第6号議案 多摩ニュータウン環境組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 第11 第7号議案 多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

午後2時00分開会・開議

○議長（星野直美君） 本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。



○議長（星野直美君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決しました。



○議長（星野直美君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 渡 口 禎 議員

2番 安 藤 修 三 議員

を指名いたします。



○議長（星野直美君） 日程第3、議長報告を行います。

監査委員より、令和7年10月分から12月分までの現金出納検査報告書及び令和7年度定期監査報告書が提出されております。あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、ご了承願います。



○議長（星野直美君） 日程第4、これより管理者報告を行います。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） 報告事項を3件申し上げます。

1件目は、多摩清掃工場の運営状況についてです。

本年度12月末までの処理区域のごみ量は、可燃ごみが3万9,177 tで、前年度の同時期に比べ1,204 t減少しています。また、不燃ごみは1,610 tで、94 t減少、粗大ごみは1,706 tで、176 t減少しています。

次に、環境測定結果ですが、昨年9月に測定した2号炉の排ガス中のダイオキシン類濃度は、標準状態1 m³当たりの毒性等価量濃度で法規制値の1 ng及びI S O 1 4 0 0 1 で規定している自主規制運用値の0.01 ngを大幅に下回る0.00012 ngでした。

今後も環境測定を定期的に行い、速やかに公表してまいります。

2件目は、リサイクルセンターの運営状況についてです。

本年度12月末までの来館者数は1万8,392人でした。構成市で収集した粗大ごみのうち、再利用が可能なものを再生し、販売した家具などの再利用品は6,182点でした。廃食器の回収につきましては、延べ360人の方の持込みがありました。

3件目は、多摩清掃工場の周辺地域との関わりについてです。

昨年12月19日に、地域交流と環境に対する関心を深めることを目的とした「唐木田クリーンアップ作戦

2025」を実施いたしました。今年度も、唐木田地域の団体と事業所等、11団体で構成する実行委員会で準備を進めてまいりました。

当日は、天気にも恵まれ、大妻多摩中学高等学校の生徒を含む102人の方の参加をいただき、約62kgのごみを集めることができました。

今後も、多摩清掃工場と周辺地域との連携をより一層深めるため、事業の充実を図っていきたいと考えています。

以上3件をご報告申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（星野直美君） 以上をもって管理者報告を終わります。



○議長（星野直美君） 日程第5、第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第1号議案について、提案の理由を申し上げます。

昨年10月の東京都人事委員会勧告では、民間の支給状況を踏まえ、例月給について、公民較差を解消し、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げるなど若年層に重点を置きながら、管理職の職責に応じた処遇の強化も踏まえ、職級によりめり張りをつけた上で、全級全号給について引き上げる勧告がされています。その他、特別給については、期末・勤勉手当の年間支給月数を、一般職、定年前再任用短時間勤務職員等、ともに0.05月引き上げ、住居手当については、採用における競争力向上の観点から、新規学卒者を主な対象として、27歳までの職員に対する支給額を3万円に引き上げると勧告されています。

当該勧告を受け、当組合が人事・給与制度を準拠している多摩市では、東京都に準拠するため、給料表、特別給及び諸手当2点の改正を行っています。

給料表については2段階の改正となり、第1段階として、全級全号給について、令和7年4月1日に遡及して、勧告後の東京都の給料表に準拠した給料表を適用し、第2段階として、課長級職員について、令和8年4月1日からさらに新しい給料表に切り替えます。

また、特別給については、勧告内容に合わせて年間支給月数を引き上げ、一般職については4.90月、定年前再任用短時間勤務職員等は2.60月とし、適用時期を令和7年12月に支給する期末・勤勉手当からとし、来年度以降は6月期と12月期の期末・勤勉手当で等分することとしています。

さらに、住居手当については、現行の係長級以下、年度末における年齢が34歳までの職員で、世帯主等、かつ自ら居住するための住居を借り受けており、月額1万5,000円以上の家賃を支払っている等の要件を満たす場合には、住居手当として月額1万5,000円を支給するという枠組みは維持しつつ、本年4月1日からは、年度末における年齢が27歳までの職員で、月額3万円以上の家賃を支払っている場合には、月額3万円を支給する内容の改正条例が昨年12月の多摩市議会定例会で議決されました。

当組合においては、多摩市と同様の内容で改定し、給料表と特別給の改定による差額支給を本年1月30日に支給することといたしました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月24日付で専決処分したことについて報告させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第1号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて」を挙手により採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は承認することに決しました。



○議長（星野直美君） 日程第6、第2号議案「令和7年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第2号議案について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みに基づき補正を行うものです。その結果、歳入歳出予算をそれぞれ5,510万円追加し、総額を20億846万6,000円とするものです。

まず、歳入についてご説明します。

3款財産収入の556万9,000円につきましては、施設整備基金と財政調整基金の運用利子の増額見込みを追加するものです。

4款繰入金の1,831万1,000円の減額につきましては、歳出の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を留保するものです。

6款諸収入の6,784万2,000円につきましては、他地区ごみ処理費、町田市支援ごみ処理費、災害廃棄物支援ごみ処理費及び鉄屑等売却代並びに電力量料金の収入見込みに伴う増額となります。

続いて、歳出です。

2款処理場費の1,912万4,000円の減額につきましては、決算見込みに伴う契約差金などの減額によるものです。

5款諸支出金の7,422万4,000円につきましては、歳入における他地区ごみ処理費、鉄屑等売却代及び基金の運用利子を施設整備基金へ4,073万7,000円、財政調整基金へ3,348万7,000円積立いたします。

これにより、令和7年度末における基金現在高は、施設整備基金が5億811万8,000円、財政調整基金が6億1,488万7,000円となる見込みです。

以上が補正予算の内容です。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第2号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案「令和7年度多摩ニュータウン環境組合一般会計補正予算（第2号）」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（星野直美君） 日程第7、第3号議案「令和8年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第3号議案について、提案の理由を申し上げます。

政府は、30年続いたコストカット型経済は終えんを迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した取組をさらに進め、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現するとし、「『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ」を掲げる「経済財政運営と改革の基本方針2025」を昨年6月13日に決定しました。

物価高騰や賃金の上昇は工事費や委託料へ波及し、原材料調達価格の上昇、製品の納期や工期の長期化などの影響が既に生じています。

当組合の経営環境に変化をもたらすこれらの要因に対し、引き続きその動向を注視する必要があります。

また、構成市においては、基礎的自治体の役割として、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、市民の経済活動や環境衛生を支える取組を切れ目なく行わなければなりません。しかし、物価高騰による支出の増加に税収の伸びが追いつかない状況が続き、社会保障費の増加や公共施設の老朽化などの課題に対応しながら、脱炭素化、公民連携、行政のデジタル化等によるDXの導入などに取り組んでおり、各事業の有効性や手法を見直して、持続可能な運営を堅持していくことが求められています。

当組合の令和8年度の予算編成に当たっては、計画期間残り2年となった「中期経営計画・ビジョン2027」の目標達成を視野に入れた年度として、計画の着実な推進を目指すとともに、ごみの中間処理施設である多摩清掃工場の安全で安定した運転と合理的で効率的な経営をより一層進めるための予算を編成いたしました。

今後も、経営方針である「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」を目指し、地域の信頼と期待に応えられるよう着実に取り組んでまいります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の内容について、事務局長より補足説明をいたさせます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

事務局長より補足説明があります。伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） それでは、令和8年度当初予算案について、第3号議案資料の令和8年度予算の概要を基に補足説明をいたします。

1 ページをお開きください。

こちらは予算編成の基本的な考え方で、組合の予算編成方針になります。

2 ページでは、令和8年度予算の見積方針として掲げました2項目について説明しております。

令和8年度予算の規模につきましては19億1,830万円となり、前年度と比べて3,395万4,000円、1.7%の減少となりました。

次に、3 ページ、4 ページの予算の主な内容をお開きください。

まず、3 ページ、(1)歳入では、1 款分担金及び負担金が16億7,450万9,000円と、前年度比0.2%の減少となりました。

構成市別の負担金内訳につきましては、下の表のとおり、八王子市が6億327万2,000円で全体の36.0%、町田市が2億2,499万2,000円で13.4%、多摩市が8億4,624万5,000円で50.6%となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては、自動販売機の設置使用料、敷地内の電柱用地の使用料及びリサイクルセンターの多目的室使用料でございます。

なお、当予算に関連する条例改正案として、第7号議案「多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を併せて提出しています。

3 款財産収入につきましては、基金の運用に伴う利子収入を見込みました。

4 款繰入金につきましては、財政調整基金から財源調整として55万5,000円を繰り入れます。

5 款繰越金につきましては、令和7年度予算額の2%、3,904万5,000円を見込みました。

6 款諸収入につきましては、他地区ごみ処理費の増加を見込んだ一方、町田市支援ごみ処理の終了及び鉄屑等売却代や売電収入の減少を見込んだため、合計では1億9,669万9,000円と、前年度と比べて2,527万5,000円、11.4%の減少となりました。

次に、4 ページの(2)歳出についてです。

1 款議会費につきましては514万5,000円で、前年度比9.8%の増加となりました。主な要因は、視察費用の増加です。

2 款処理場費は18億2,942万1,000円で、前年度と比べて2.1%の減少となっております。その内容は多様な事業から成っておりますが、主な取組として、機器補修工事や焼却棟の吸収式冷凍機、空調衛生設備及び非常用発電機の補修・更新工事を実施します。職員給与や光熱水費、薬剤費の上昇分を見込みましたが、機器補修工事費等の見直しにより前年度から減少となっております。

3 款公債費につきましては、一時借入金の借入れの最高額2億円の利子見込額として31万9,000円を計上しました。

4 款予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

5 款諸支出金の7,341万5,000円につきましては、売電収入の2分の1と基金の利子収入を施設整備基金と財政調整基金に分けて積み立てます。利子収入の増加により、前年度比で547万9,000円、8.1%増加しています。

最後に、5 ページの基金の現在高について説明いたします。

施設整備基金につきましては、売電収入から3,302万3,000円と運用に係る利子の334万2,000円を積み立てます。その結果、年度末残高は5億4,448万3,000円となることを見込んでおります。

財政調整基金につきましては、売電収入から3,302万3,000円と運用に係る利子の402万7,000円を積み立てます。一方、財源調整のため繰入金として55万5,000円を取り崩すことにより、年度末残高は6億5,138万2,000円となることを見込んでおります。

令和8年度当初予算の補足説明につきましては、以上でございます。

○議長（星野直美君） 補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、岸田めぐみ議員。

○8番（岸田めぐみ君） 歳出の処理場費の委託料、ホームページサーバ等維持保守のところで1点伺いたいと思います。

これまで、この多摩ニュータウン環境組合では、煙突登りとか学校からの見学を受けるなど、子どもたちからも興味関心を持ってもらい、知ってもらう取組を進めてきたと思います。今、子どもたちは学校で1人1台のタブレットが貸与され、学校の授業でも、ごみについてや環境について学ぶときに、タブレットを用いて調べ学習もしています。

多摩ニュータウン環境組合のホームページを子どもたちも利用していることを踏まえまして、例えば、子どもたちにも分かりやすいように振り仮名を振るとか、言葉選びなど説明に工夫をしたり、情報を集めておくなど、より子どもや市民に分かりやすいホームページにしてほしいというふうに考えております。ここでは維持保守ですけれども、組合側で何か工夫できることはあるのか。できることがあるのであれば工夫してほしいと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（星野直美君） 伊野事務局長。

〔事務局長伊野元康君登壇〕

○事務局長（伊野元康君） それでは、ホームページの在り方についてのご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、当組合では、子どもたちに楽しんで清掃工場を理解してもらうための動画など、各種コンテンツを既に保有しております。これらを活用して、子どもたちが多摩清掃工場で行っているごみ処理の仕組みを楽しく理解してもらえるように努めているところでございます。

一方で、議員からのご質問にもございますように、子どもたちがタブレットを使って調べたり学習を行うことなどに対応した、分かりやすく、見やすい形での閲覧ということについては、若干不十分な点があると認識しております。

今後は、そのような視点も考慮して、職員が予算をかけずに内容を充実させるなど、ホームページ等を整理し、掲載してまいりたいと考えております。引き続き、子どもたちや市民の皆様から見て分かりやすい形にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（星野直美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第3号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案「令和8年度多摩ニュータウン環境組合一般会計予算」を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（星野直美君） 日程第8、第4号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第4号議案について、提案の理由を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、東京都の職員の旅費に関する条例が改正されたことを受け、昨年12月の多摩市議会定例会において、旅費等に関する改正条例が議決されました。このことを受け、当組合においても同様の内容等で条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、旅費の支給対象の見直しと旅費の種類と内容の見直しです。

1つ目の旅費の支給対象の見直しとしては、出張の定義を改め、自宅等から出発する場合の旅費を支給することを可能とします。また、組合と旅費に相当する金額を支払う契約を締結している旅行会社などの旅行役務提供者に対し支払うべき金額がある場合には、旅費相当額を、出張者本人ではなく、旅行役務提供者に直接支払うことができるよう改正を行います。

2つ目の旅費の種類と内容の見直しとしては、旅費の種類については、「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」と「包括宿泊費」に、「日当」と「食事料」を「宿泊手当」に、「支度料」と「旅行雑費」を「渡航雑費」に改めます。

また、内容としては、「鉄道賃」のうち、新幹線を含む特別急行列車と普通急行列車、準急行列車の利用について、距離による使用制限を廃止し、公務上の必要に応じて、公務の内容や旅行に係る総額、移動に係る時間等を踏まえた支給を可能とします。

また、「船賃」については、職務の級による船賃の等級を廃止します。

「その他の交通費」については、1kmにつき23円または実費という規定から、1kmにつき37円または実費という規定に改正するほか、レンタカーの賃料についても必要に応じて支給することを可能とします。

「宿泊費」については、現行の定額支給から、改正後は、内国・外国ともに国の基準額を上限とする実費支給とします。なお、宿泊に係る特別な事情がある場合には、上限額によらず、当該宿泊に要する額を支給することを可能とします。

「宿泊手当」については、宿泊を要する出張に対して1夜につき支給することとし、支給額については、内国・外国ともに国の規定額と同額とします。ただし、宿泊費に朝食または夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合などには、重複支給を避けるため、朝食、夕食それぞれ800円として計算し、一部減額した額を支給します。

また、いわゆるバック旅行についての「包括宿泊費」の規定を新設し、交通費の額と宿泊費基準額の合計額の範囲内の実費額を支給可能とします。

その他、組合独自の改正となりますが、職員以外の者に対する旅費の支給について、組合業務の遂行を補助するため、組合からの依頼に応じて旅行する組合職員以外の者に対して、旅費の支給を可能とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第4号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案「多摩ニュータウン環境組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（星野直美君） 日程第9、第5号議案「多摩ニュータウン環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第5号議案について、提案の理由を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に対応した規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

管理者等の報酬及び費用弁償については、職員の旅費に関する条例に合わせた内容の改正を行います。ただし、宿泊費、鉄道賃、船賃、航空賃の支給額については、現行のとおり、多摩市の常勤特別職の給与及び旅費等に関する条例の支給額に適用される額を支給するため、改正を行います。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第5号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案「多摩ニュータウン環境組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（星野直美君） 日程第10、第6号議案「多摩ニュータウン環境組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第6号議案について、提案の理由を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に対応した規定の整備を行うため、条例の一部を改正す

るものです。

議会議員の旅費について、管理者と同様、職員の旅費に関する条例の改正に合わせた内容に見直し、宿泊費、鉄道賃、船賃、航空賃の支給額は、管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じる改正を行います。

また、報酬について、議長、副議長の選挙された当月分から支給される報酬及び組合議員の職に就いた当月分から支給される報酬について、日割り計算により支給することができる改正を行います。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第6号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案「多摩ニュータウン環境組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（星野直美君） 日程第11、第7号議案「多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。阿部管理者。

〔管理者阿部裕行君登壇〕

○管理者（阿部裕行君） ただいま議題となっております第7号議案について、提案の理由を申し上げます。

当組合は、八王子市、町田市、多摩市の構成3市の負担金を主たる財源として運営しており、効果的かつ効率的な運営の下、その財産を最大限に活用することが求められています。

本案は、当組合が保有する行政財産に関し、行政財産の目的外使用により使用料を徴収する施設、物件及び使用料について、施設の区分や使用する時間の単位、使用料の見直しを行うことにより、市民等による利便性の向上及び財産の有効活用を図ることを目的に条例の改正を行うものです。

改正する内容は、利用できる施設、物件に、新たに会議等を行える場所として、工場見学者のための説明室や大型バスなどの車両を駐車するスペースの区分を設け、利用する時間等の単位を明確に細分化した使用料を設定したものです。

また、第1種から第3種に区分されている電柱について、電柱に架かる電線の支持条数により分類されることを追加する改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野直美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより第7号議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野直美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案「多摩ニュータウン環境組合行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野直美君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（星野直美君） 以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

会議を閉じます。これにて令和8年第1回多摩ニュータウン環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分閉議・閉会

多摩ニュータウン環境組合議会 議長 星 野 直 美

議員(1) 渡 口 禎

議員(2) 安 藤 修 三